

## 生命保険（定期保険等）の税務上の取扱いの見直し（法人向け）

定期保険及び第三分野保険(以下、定期保険等)について、国税庁より通達改正のパブリックコメントが出されました。

## (1)改正の概要

定期保険等は保険期間前半における支払保険料の中に保険期間後半における保険料に充当される部分、すなわち前払保険料が含まれています。この前払保険料の取扱いについてのルールを公正なものに統一するため今回の改正が予定されています。

## (2)改正の理由

- ①保険会社各社の商品設計の多様化や長寿命化等により、それぞれの保険の保険料に含まれる前払部分の保険料の割合にも変化が見られる
- ②類似する商品であっても個別通達に該当するか否かで取扱いに差異が生じている
- ③前払部分の保険料の割合が高い同一の商品であっても加入年齢や保険期間の長短により取扱いが異なる
- ④第三分野保険のうち個別通達に定めるもの以外はその取扱いが明らかでなかった

## (3)改正後の取扱い

## ①原則的な取扱い

期間の経過に応じて損金の額に算入する。(支払った会計期間の損金の額に算入する)

## ②定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い

契約者が「法人」、被保険者が「役員又は使用人(これらの親族を含む)」、保険期間が「3年以上」の定期保険等の保険料は最高解約返戻率に応じて損金の額に算入する。

最高返戻率	損金算入が制限される期間(前払期間)	前払期間の損金算入割合	前払部分取崩期間
50%超～70%以下	保険期間開始から100分の40の期間	60%	保険期間の100分の75経過後の期間～
70%超～85%以下	保険期間開始から100分の40の期間	40%	保険期間の100分の75経過後の期間～
85%超	保険期間開始から最高解約返戻率となる期間の終了まで	(イ)保険期間開始から10年 $100\% - \text{最高解約返戻率} \times 0.9$ (ロ)(イ)経過後 $100\% - \text{最高解約返戻率} \times 0.7$	解約返戻金が最高額となる期間経過後～

(注)70%以下の契約のうち被保険者一人当たりの年換算保険料相当額が20万円以下のものについては①の原則的な取扱いとする。

## (4)まとめ

この通達改正が実現すると、今まで支払保険料の全額を損金の額に計上することができていた保険商品についても、上記の要件に当てはまる場合は一部を資産として計上することとなります。従って、実質的に定期保険等を利用した節税が難しくなります。

なお、この改正通達の発遣日前の契約に係る定期保険等については従来の取扱いが適用されるとされています。

パブリックコメントの詳しい内容は下記 HP よりご確認ください。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000186086>